## 告 示

## 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和元年五月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及

令和元年五月十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進

	阿佐間幸手線			路線名
で	ら同市高柳字溜井二三六三番五地先ま	人喜市高柳字溜井二九三五番二地先か		供用開始の区間
	- 令和元年五月十日	<i>y</i> -		供用開始の期日
延長 一三九・一メートルある。	告示した道路予定区域の一部供用開始で	杉戸県土整備事務所長告示第二十四号で	平成二十二年十一月二十六日付け埼玉県	備考